

工事成績評定優良工事公表要領

第1条（適用）

この要領は、宇治市請負工事（土木工事）成績評定要領及び宇治市請負工事（公共建築工事）成績評定要領に規定する工事成績評定点が優良であった工事（以下「成績優良工事」という。）を公表する基準を定めるものである。

第2条（公表の方法）

当該年度の成績優良工事について、その工事名及び請負業者の商号を宇治市ホームページにおいて公表する。

2 公表する期間は、公表した日から6ヶ月とする。

第3条（公表の条件）

公表の対象とする成績優良工事は、評定点が72点以上であるとともに次の要件を満たす場合とする。

- (1) 当該工事の工事中の安全管理が良好であったこと。
 - (2) 当該工事の請負業者が、当該年度に宇治市入札参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - (3) 当該工事の請負業者が、当該年度に実施した他の工事で評定点60点以下の成績がないこと。
- 2 当該工事の請負業者が、公表期間中に指名停止を受けるか又は、他の工事で評定点が60点以下であった場合は、公表を取り消すものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月24日から施行する。
- 2 旧宇治市請負工事成績評定要領に規定する工事成績評定点が優良であった工事を公表する基準の定めは、なお従前の例による。